



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 製 鋼 所
代表者名 代表取締役社長 佐藤 育男
コード番号 5631
東証・大証・名証第一部、福・札証
問 合 せ 先 総 務 部 長 渡 邊 健 二
電 話 : 03-5745-2001
F A X : 03-5745-2025

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 85 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① インターネットの普及を踏まえ、株主の皆様の利便性の向上並びに公告手続きの合理化を図るため、現行定款第 5 条に規定する公告方法を東京都において発行される日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- ② 経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化、業務執行機能の向上に向けた経営体制の見直しにより、健全性、透明性を確保し長期的な企業価値の向上を図るべく、平成 23 年 4 月に執行役員制度を導入いたしました。これとともに、取締役員数の少数化、取締役任期の短縮、社外取締役の選任を行うこととし、現行定款第 20 条に規定する取締役の員数を 20 名以内から 10 名以内に変更するほか、現行定款第 22 条に規定する取締役の任期を 2 年から 1 年に変更し、任期調整の規定を削除するものであります。
- ③ 社外取締役、社外監査役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、また、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする規定を第 28 条及び第 36 条に新設するものであります。

なお、第 28 条の規定の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

- ④ その他、上記変更に伴う条数の変更並びに文言の追加など、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (公告の方法) 第 5 条 当会社の公告方法は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数) 第 20 条 取締役は、<u>20</u>名以内とする。 (任 期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>但し、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) 第 5 章 監査役及び監査役会 第 <u>28</u> 条～第 <u>34</u> 条 (条文省略) (新設) 第 6 章 計 算 第 <u>35</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 (公告の方法) 第 5 条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数) 第 20 条 <u>当会社</u>の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (任 期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (社外取締役との責任限定契約) 第 28 条 当会社は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 5 章 監査役及び監査役会 第 <u>29</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり) (社外監査役との責任限定契約) 第 36 条 当会社は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 6 章 計 算 第 <u>37</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)

以上